

管装置の配置，接合及び保護等に関する事項

改正規則等

鋼船規則 D 編及び Q 編
高速船規則
鋼船規則検査要領 D 編，GF 編及び N 編
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領
船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

管装置の配置，接合及び保護等に関する事項

改正理由

貨物倉内の海水管の損傷等に起因する船舶の沈没事故が IACS に報告された。このため，IACS は，当該管を損傷から保護することについて検討を行った。

当該検討の結果，貨物倉内等の貨物等による衝撃を受けやすい場所に配置される海水管を機械的に保護する旨を規定する IACS 統一規則 P2.13 を 2018 年 10 月に採択した。

併せて，IACS は，メカニカルジョイントの性能要件等を規定する統一規則 P2.7.4 について，使用が認められるメカニカルジョイントの型式を追加する等の改正を行い，IACS 統一規則 P2.7.4(Rev.9)として 2018 年 10 月に採択した。

このため，IACS 統一規則 P2.13 及び P2.7.4(Rev.9)に基づき，関連規定を改めた。

併せて，鋼船規則等の総合的見直しの一環として，本会規則の管装置の試験に関する規定の構成を IACS 統一規則 P2.6, P2.8, P2.9 及び P2.10 と整合するよう改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 管装置を配置する際，機械的損傷から保護する必要がある場所の例を追記した。
- (2) 使用が認められるメカニカルジョイントの形式を追記した。
- (3) メカニカルジョイントを使用する管装置の配置に関する要件を鋼船規則 D 編 12 章から同 13 章に移設した。
- (4) 鋼船規則 D 編 11 章，12 章及び 13 章並びに高速船規則の構成が IACS 統一規則 P2.6, P2.8, P2.9 及び P2.10 と整合するよう改めた。

改正条項

鋼船規則 D 編 11.6.1, 11.6.5, 12.2.2, 12.3.3, 図 D12.1, 表 D12.8, 表 D12.9, 12.6.1, 12.6.2, 13.2.1, 13.2.4, 13.17.2, 14.6.2
鋼船規則 Q 編 20.4.2
高速船規則 2 編表 2.2.1, 9 編 1.3.1, 1.3.2

鋼船規則検査要領 D 編 D11.6.5, D12.3.3, D12.3.4, D12.6, D13.2.1, D13.2.4

鋼船規則検査要領 GF 編 GF16.6.3

鋼船規則検査要領 N 編 N5.9.3

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 3 編 3.4.2

船用材料・機器等の承認及び認定要領 6 編 9.1.1, 表 6.9-1.